

会 議 録

審議会等の 名称	令和8年第8回教育委員会(定例会)
開催日時	令和8年6月25日(木)14:00~15:21
開催場所	山口市役所会議室201
公開・部分公 開の区分	公開
出席者	藤本教育長、山本委員、佐藤委員、角川委員、須藤委員
欠席者	
事務局	藤井部長、嶋壽教育部次長、江村教育総務課長、宮崎教育施設管理課長、上田学校教育課長、原田社会教育課長、末永文化財保護課長、赤野地域クラブ活動推進室長、山下中央図書館長、柳教育総務課主幹、河崎教育総務課主幹
付議案件	報　告 (1)社会教育委員の改選について (2)令和8年6月定例市議会における一般質問及び教育民生委員会の概況報告の対応状況について 協議事項 (1)学校における保護者等対応ガイドラインについて
	藤本教育長　それでは、ただいまから令和8年第8回教育委員会定例会を開会します。 　　　　　会議録の署名につきましては、山本委員さんと佐藤委員さんをお願いしたいと思います。 　　　　　本日は報告2件、協議事項1件となっております。本日の案件につきましては、市議会に上程する案件ではありませんことから、この議案を公開にて審議したいと思います。 　　　　　それでは報告第1号の「山口市社会教育委員の改選」について事務局からお願いします。 　　　　　原田社会教育課長。
	原田社会教育課長　それでは報告第1号、社会教育委員の改選について御報告します。 　　　　　資料は議案書①と、議案参考資料②になります。主には②の方で御説明をさせていただければと思います。 　　　　　1ページからです。現在の社会教育委員の任期が本年9月30日で2年間の任期を満了することから、今後の委員の改選について、お示しをしておりますように進めてまいりたいと考えております。 　　　　　委員の構成につきましては、学校関係者、各種社会教育団体代表者、家庭教育関係者、学識経験者により構成し、選出に当たりましては、候補者の

	地域や選出団体、男女比等のバランスを考慮し、様々な地域、分野から委員を選出し、幅広い意見がいただけるよう配慮いたします。委員の構成は現在の構成委員を大きく外れないよう選出していきたいと考えております。 また委員の定数につきましては、条例において25人以内と定めておりますが、「山口市審議会等の設置に関する指針」において15人以内とするように示されておりますことから、これを踏まえ新委員につきましても15人以内といたします。 今後本格的に再任を含めての選定作業に入ることといたしております。 次に2ページの方ですが、4の公募委員についてでございます。 公募につきましては、市報7月1日号および、市の公式ウェブサイトに掲載し、若干名の委員の公募を予定いたしております。 今後のスケジュールにつきましては、5のその他にお示ししております。現委員の再任意向確認や公募委員を選考しましたのち、9月の教育委員会においてお諮りすることとしております。 以上で報告第1号の説明は終わります。
藤本教育長	それでは報告第1号について御質問等がありますでしょうか。 よろしいでしょうか。 では質問等なければ、続きまして、報告第2号の「令和8年6月定例市議会における一般質問及び教育民生委員会の概況報告の対応状況」について事務局からお願いをします。 藤井教育部長。
藤井教育部長	それでは、私の方から資料 A、B、C に沿って説明をさせていただきます。報告第2号「令和8年6月定例市議会における一般質問及び教育民生委員会の概況報告の対応状況」についてでございます。なお、6月定例市議会は6月29日まで開催でございまして、会期中ではございますが、先日行われました一般質問の答弁及び教育民生委員会の概況報告の内容につきまして、御説明させていただきたいと存じます。 まず資料 B を開いていただきまして、目次でございますように、この度の6月議会におきましては、9人の議員さんから一般質問をいただいたところでございます。一般質問の答弁の概要につきましては資料 C を使いまして、担当課長から説明をさせていただきます。
藤本教育長	はい、では上田学校教育課長
上田学校教育課長	はい、学校教育課です。まず瀧川議員からの質問です。資料Cにそって御説明させていただきたいと思います。

	「児童生徒を取り巻く環境について」ということで、公立学校の春季休業延長、それと部活動の地域移行について御質問がございました。最初の①の春季休業の延長につきまして、ポイントといたしましては、今回これを実施してみたところ、まだ結果は出ていないのですが、現時点でどうであったかということでございました。まだ春休みしか実施していません。夏休みはまだこの7月から実施です。 答弁といたしましては、令和8年、令和9年の2年間で試行期間として、春休みを2日延長、夏休みを2日短縮する取組を実施しております。4月に、各小中学校の校長にアンケートを行いました。その中では、かなり肯定的な意見が多くございました。併せて校長先生からも保護者からもこういう話があったということで、「4月にゆっくり子どもと過ごす時間ができた」、「子どもたちが新学期への自覚を見せた」というふうなことを聞いております。 また、このような変化は、想定していなかったのですが、子どもたちにも大きな変化がありました。4月の出欠状況を昨年度と比較したところ、長期欠席者数は約100人、不登校児童生徒数は約60人減少しております。同じ4月だけで比べた時にですね、かなり大きな数字の減少が見られました。子どもたちにとってはすごく良い期間であったなととらえています。 他方で、学校現場からは3月の方の休みを少し伸ばしてほしいということであったり、これは完全にミスなのですが、見守り隊の方にしっかり御案内ができていなかったということで、学校によっては子どもが来ていないということで連絡が入りました。連絡不足ということがありました。 本市教育委員会といたしましては、2年間の試行期間において、しっかりと分析して、令和10年度からどうするかというのを、しっかり検証していきたいというふうなお話をさせていただきました。以上です。
藤本教育長	赤野地域クラブ活動推進室長
赤野地域クラブ活動推進室長	瀧川議員の②の部活動の地域移行の質問をいただいているところです。ポイントといたしましては、まず地域クラブの移行に向けた現状と課題、それと地域クラブ活動では入会申込が規定人数未満の競技・種目等は設置しないという決定をされているがその実情、また実際に地域クラブに加入しない帰宅部になる子どもたちが増加する傾向と聞いているが、その実情を伺う。最後にそうした子どもたちに対するフォロー体制をどう考えているのか、この項目について質問をいただいたところです。 なお最後の項目については、社会教育課への質問となっております。 答弁については2枚目を御覧いただけたらと思います。 9月開始の地域クラブ活動に向け、当初は105の競技・種目等の設置を予定しておりました。5月17日の申込期限時点で、中体連の関係で団体競技の規定人数や文化部の基準5名以上を満たさなかった10種目、これを不

	設置といたしたところです。なお対象となった生徒については、近隣校への活動を個別に案内するとともに、指導スタッフにつきましても同様に他クラブへの御案内をいたしたところでございます。 また指導者の不在により、ソフトテニス4つを男女合同での活動にしたところでございます。加えてサッカーが1つ指導者を配置できなかったということもありまして、近隣校の案内を行ったところでございます。 最終的には90の競技・種目等で設置をいたしたところでございます。 現在の課題としては、指導者が1名のみの競技・種目等がございますので、指導スタッフの充足に向けて、引き続き取組を展開しているところです。こうした取組によりまして、多様な人材による指導体制の構築を引き続き進めていくことといたしております。 また翌年度以降の対応につきましては、毎年12月に小学校6年生を対象とした意向調査を行うこととしており、その結果を踏まえて次年度の競技・種目を決定することとしております。なお、現時点での自校での活動ができなくなった競技・種目については、原則、再配置はしないという判断をしております。この理由としては、拠点校を毎年度の人数増減で変更すると活動が分割され生徒に混乱を招き、持続可能な運営が困難になる、そういう視点のもと、再配置はしない形をとるようにしております。 次に帰宅部の増加についてでございます。5月31日現在の地域クラブ加入率が54.7%。これを7年度の部活動加入率と比較いたしますと、24%減少しております。これは民間クラブの広がりや、参加の任意性が高まったことによるものと考えているところです。 参加しない生徒のうち、放課後の過ごし方について、要は帰宅部が増加することを懸念するところですが、この明確な数値の把握はできていないというような状況です。以降は社会教育課の答弁となります。
藤本教育長	原田社会教育課長。
原田社会教育課長	続きまして、社会教育の方ですが、子どもたちに対するフォロー体制というところですが、すでに交流センターや子ども会等の各種団体と連携し、生徒の居場所づくりを充実させてはいるのですが、今後もそのあたりを充実させていきたいというところです。すでに交流センターが日常的に居場所として使われている、ロビーや図書室などで中学生が勉強をしたりしているのは見られるところです。また今後、子ども会活動や地域行事に生徒が主体的に参画できるような取組を進めていきたいと、そういうことも期待しているところでございます。 さらに交流センターで定期利用団体の活動も行われているところでございますことから、先月の校長会で、各中学校区内の定期利用団体の一覧を各中学校にお配りして、放課後や休日に活用できる居場所を探せる環境を

	整備したところです。今後につきましても関係団体との連携を密にして地域の実情に応じた居場所づくりを進めていきたいと考えているところです。以上です。 続きまして、山見議員になります。 資料 B は17ページになりますが、「家庭教育のさらなる充実について」というところです。 質問のポイントとしては、みんなが笑顔で暮らせる、幸せに暮らせる山口を実現するためには、これまで以上に保護者に寄り添い、すべての保護者が不安なく、子育てに向き合える環境づくりが必要と考えておりますが、家庭教育支援の取組とその課題、今後のさらなる充実に向けてどのように取り組んでいくかというところです。 答弁の概要としては、家庭は子どもが社会へ踏み出す基盤であり、家庭教育はすべての教育の出発点である、というところで活動をしているところですが、一方、急速なデジタル化や SNS の普及、子どもたちの孤立感や規範意識の低下などを背景に、闇バイトへの加担や少年犯罪に巻き込まれる子どもの低年齢化、スマホトラブルなどによるものが全国的な社会問題となっているところですので、こうした課題に対応するために、これまでも社会教育課のほうでは、主に3つの取組を進めているところです。 1 つ目が家庭教育講座の開催である「子そだてマナビィ」、二つ目が「保護者カフェ」による保護者同士のつながりづくり、3つ目が家庭教育アドバイザーによる個別相談というものを行っているところです。 これまでのこのような取組は、参加者から好評を得ておりまして少しずつ成果に結びついていると考えておりますが、今後はこの取組を単独で捉えず、「講座で学び、カフェでつながり、個別相談で支える」という、切れ目のない支援サイクルとして一体的に機能させていきたいと考えております。 また家庭内のコミュニケーションの充実に向けて情報発信を強化することも必要でありますし、学校や子ども家庭センター、PTA、地域団体、民生委員児童委員協議会等と緊密に連携し、孤立のサインを早期にキャッチして1人でも、1人で抱え込ませないという環境を整えていきたいというところです。 こちらにつきましても、教育委員会としてはすべての家庭が幸せな未来を描ける場所であるよう、今後も学校、家庭、地域が一体となって、家庭教育の更なる充実に努めていきたいと考えているところです。以上です。
藤本教育長	上田学校教育課長。
上田学校教育課長	其原議員の「教育環境の充実について」ということで、①GIGAスクール構想、②補助教員、③地域クラブコーディネーターということで、質問をいただきました。

①質問のポイントとしましては、今、GIGAスクール構想ということで ICT が整備されているのですが、更なる活用の質を高める観点からは、「教員の習熟度による活用の違い」、「発達の段階や学習場面等での使い分け」、「近隣自治体との活用状況の差」のこの 3 つについて、市の御所見を伺うという内容でした。

①につきましては、1人1台端末の活用により、「主体的、対話的で深い学び」への授業に変化をしているということ、さらには端末を用いた心の健康観察をする、SOS の早期発見、あと登校が難しい児童生徒のオンライン授業配信、これは不登校に対するものです。個に応じた支援にも成果を上げているということ、一方で議員御指摘のとおりで、指導する教員や活用場面、自治体による取組の違いによる活用の状況には課題があると認識しているということで、まず1点目、「教員の習熟度による活用の違い」については、本市はこれまで、校内研修で好事例の共有、指導主事による伴走支援、ICT 支援員の巡回に加え、山口情報芸術センター[YCAM]と連携した教員の指導力向上を図っておりました。

今年度は新たな取組として、教員が自らの課題に応じて自主的に受講できる研修会を開催するということを御紹介しております。

2点目、「発達の段階や学習場面等での使い分けについて」であります。が、本市教育委員会では「情報活用能力の体系表」を作成しております。これにより指導に平準化を図るということで行っております。

その中で、発達段階に応じた系統的な取組の目標を提示しております。それに従ってやってもらっているということですが、他方、ICTの時代ですが、「鉛筆で文字を書く」、「本を読む」といったアナログの指導も行いつつ、両方ともにベストミックスな状態で、子どもたちの学びに寄り添っているということやっていきたい。今後はこの体系表の活用によって、適切な場面での指導の定着、子どもたちの学びのためのICT、ICTを使わないといけなからICTをするのではないということ、やっていきたいということをお伝えしました。

3点目です。「近隣自治体との活用状況の差」についてです。令和6年度なのですが、全学調の調査では、やや県平均を下回る傾向ではありましたが、先ほど申しました、うちが課題ととらえて、かなり去年手を入れましたので、令和7年度本市独自の調査によるのですが、令和6年度に比べて上向きになっております。これをさらにしっかり上向きにするということでお答えをしております。

②補助教員についてです。本市では、市の独自予算で、教員免許を有する約100名の補助教員を会計年度任用職員として配置しております。免許持ちで100人配置しているのはうちの市だけです。ということを紹介させていただいております。

補助教員の勤務形態によって補助教員が勤務していない時間帯がある

	ことで、教員の負担が生じている現状は十分に認識しているということも紹介させていただいております。ただし、予算の編成において、人材確保に重点的に配分を行ったのですが、限りある予算の中で適材適所に配置を行ったということです。 昨年度まで、A、Bという形で、Aというのが7時間4日、これで22名、Bということで、5時間3日の勤務形態ですが、これは67名を配置しておりますが、予算の関係上とか、適材適所ということで、今年につきましては、Aが7名、Bが86名、全体の数は変えておりません。ということで配置しております。 さらに本市ではこの補助教員以外に生徒指導不登校支援アドバイザー、これは元校長を2名雇っているのですが、その他、日本語指導補助員、情報教育支援員、スクールソーシャルワーカーなど、多様な教育課題を支援いただくに人材を配置しております。本市としましては、必要な教員定数の改善や財政支援を国や県にさらに要望していきたいということで、お伝えしております。原点はもともと、国の基準は配置しているのです。プラスアルファで100名つけているということがしっかり伝えられたかなと思います。 6ページになるのですが、再質問がありました。 GIGAスクール構想の項目での再質問です。答弁の締めくくりとしてはより質を高めていきたいというような答弁だったが、実際にどのようにして質を高めていくのか、もう少し詳しくお願いしたいということで、回答としては、こういった授業観察や校内研修の実践の報告等ですね、それが実際にICTの活用がうまくいっているかということもしっかりとアンケートであるとか、実際に指導主事が入った中で、しっかり、調査研究し、さらに充実できるように進めていきたいということを藤井部長のほうから回答しております。以上です。
藤本教育長	赤野地域クラブ活動推進室長。
赤野地域クラブ活動推進室長	③の地域クラブコーディネーターになります。 まず、質問のポイントとしては、本年4月から地域クラブコーディネーターが配置されました。その狙いや役割、また現状の取組と9月以降のコーディネーター業務の内容について何うという内容となっております。 5ページ目の最後のところからが答弁となります。 地域クラブコーディネーターを生徒や保護者、指導スタッフ、学校、地域を結ぶつなぎ役として、今年の4月から各地域クラブに配置したところで。現在の取組については、指導スタッフの発掘、学校施設のセキュリティや導線の整理、入会手続きのサポートを行っており、7月、8月には部活動顧問から指導スタッフへの引継ぎや顔合わせなどを予定しております。 また活動開始後においては、学校行事との調整、指導スタッフの勤怠管

	理、緊急時や生徒の体調に関する情報共有、大会参加の調整など運営に係る業務を適切に対応し、安定した活動体制を確保し、運営体制の構築に向けて取り組むこととするというような形で答弁をしております。以上です。
藤本教育長	原田社会教育課長。
原田社会教育課長	それでは、続きまして植野議員さんの質問です。「スポーツ少年団に対する支援について」というところです。 質問のポイントとしましては、多くの児童が参加しているスポーツ少年団の活動はスポーツに触れる機会として、重要であると考えているがどのように取り組んでいかれるのか、また今後スポーツ少年団に求められる役割も増えてくると考えるが支援の拡充についてお伺いしたいというものです。 答弁につきましては、スポーツ少年団は「スポーツによる青少年の健全育成」を理念に掲げて活動しているものです。 こうした中、スポーツ少年団本部では重点事項に基づいた活動を推進するとともに、指導者向けの研修の開催や団員増加に向けた体験教室への経費補助なども行っているところです。 また、各団による新規団員の確保の御尽力もあり、団員数につきましては、山口市については年々増加している傾向です。しかも県内で最多を維持しているところです。 今後につきましても、スポーツ少年団本部と教育委員会が連携しながら活動の活性化に取り組んでいきたいと考えているというところです。 次にスポーツ少年団への支援としては、種目別事業費補助金や活動支援交付金のほか、先ほども述べました、体験教室への経費補助や施設使用料の減免等の措置を行っております。 こちらにつきましても、スポーツ少年団本部の本部理事会や指導者連絡協議会などとの意見交換や予算状況を踏まえて、これまでも調整をしてきたところですが、今後も団員の確保や魅力発信に努めるとともに必要に応じて補助金等の見直しも検討していきたいと考えているところです。 以上です。
藤本教育長	上田学校教育課長。
上田学校教育課長	柿沼議員の「こどもの権利と意見表明権」について、ということで学校現場による取組ということで、御質問を受けました。 質問のポイントとしては、学校現場においてこどもの権利について学ぶ取組はどのように進めているか、具体的なことを教えていただきたいということでした。

答弁の内容としましては、本市では「山口市子ども・子育て条例」の理念に基づいて、これまで以上に、子どもの立場に寄り添った、その権利を大切にする取組が重要であると、その認識の下で、学校現場では子ども自身は、子どもの権利を知り、理解することが必要であると。具体的な取組としましては、子どもの権利に関する学習ですね、小・中学校の道徳科、社会科、家庭科などの授業で実施しているということで、授業の中身の具体例を挙げて、答弁をさせていただきました。

これとは別に、柿沼議員が気にされているのは、意見表明権、子どもが自分の思いをしっかりと出せるようにするのは、学校としてどうなのかということも、言われておりましたので、子どもが主体的に自ら意見を表明できるように、今年度は本市教育委員会が目指す本物の学力の育成において自ら考え判断し決定する自己決定力を重点取組事項として、意見表明権、これにつながるものをしっかりと高めていきたいということをお伝えしました。またその根底にある、原点に帰って、子どもたちに指導するためには、教職員が子どもの権利条約についてしっかり知る必要があるということで、研修会等、実際に今やっているという具体例を示しながら今後もさらにその充実を図るということで、お答えをしております。以上です。

続きまして、米本議員の「本物の学力の育成について」ということで、「豊かな心を育む教育活動の充実」について、米本議員からの質問のポイントとしては、本物の学力の育成に取り組んでいることは重々わかっていると、そのうえで、子どもたちが予測困難な時代を生き抜く、情報化社会を生き抜く中で、子どもたちの豊かな心の育成に向けて、やはり体験的な活動とか、教育活動の充実がどのように図られているかと、その取組と今後の展望を伺うということで、御質問を受けました。

答弁としましては、今、先行きが不透明な時代において、本市の教育の基本は、ウェルビーイングの実現こそが教育の最上位の目標と掲げております。その本市が目指すウェルビーイングというのは、自分自身の幸せとともに、地域や社会全体の幸せや豊かさを実感することであって、その実現には、米本議員が言われるように、より豊かな心の育成が不可欠であるということでお伝えをさせていただいております。

本市教育委員会では、その豊かな心の育成のために、本物の学力の非認知能力の部分で、そこを根幹に据えて、豊かな心の醸成に取り組んでいるということでお伝えをさせていただきました。

その後、各学校で実際に体験できなかった活動をどのようにしているかということで、伝統文化であったり、自然体験活動、地域と連携した探究活動、こういったことを紹介しました。

合わせて大殿中学校、教育長が学校訪問で文化祭を回った時に、たまたま、鷺流のことを文化祭でされているのを見て、その時に子どもたちが感動

	する姿を見て、やっぱり豊かな心を育むためにはこれは教育の根幹として重要であるということを実感したということをお伝えしました。 こうした本物に触れる体験や多様な人との出会いというのは、夢や目標をもって自分と周囲の幸せをともに実現する心を育つことにつながっているということで、その成果として、全学調で「夢や目標を持っているか」、「地域や社会をよりよくするために何かしてみたいか」という質問に対して、肯定的に回答した割合は本市は全国平均を上回っております。これは今まで本物の学力の中で豊かな学力を育むということをしかりとやってきた成果の1つではないかということで、お伝えをさせていただいております。その後、子どもたちが主体となって授業での学びを発展、要は体験的な活動も重要ですが、やはり豊かな心を育むためには日々の授業、これも重要ではあるということをお伝えさせていただきまして、魅力ある授業づくり、この中でしかりと豊かな心を育む場面をしかりとやっていく、そのためには教職員が日々の授業で豊かな心を育まれる場面を捉え価値づけていくということが重要であるということをお話をさせていただいております。 そしてその授業の中でも、なによりも核となるのは道徳科の授業であるということで、授業の具体的な取組を紹介させていただいております。 今後も豊かな心というのは、学校だけでは育まれません。学校や家庭、地域が一体となって、日々の授業、学校生活等をしかりと支えながら、ウェルビーイングの実現に向けて、しかりとやっていくということで、お話をさせていただきました。以上です。
藤本教育長	江村教育総務課長。
江村教育総務課長	9ページになります。有田議員から質問を受けました。「行政改革について」という大項目の中で教育総務課からは「④小・中学校の統廃合について」質問がありました。 質問のポイントとしては、児童数生徒数が減少し、取り巻く教育環境が変化していく中で、公立小中学校の在り方についても見直す時期に来ている。学校規模の在り方について統廃合も含めて検討すべきと考えるが市の御所見を伺うという質問を受けました。 答弁の概要です。教育委員会としても、統廃合を含めた学校規模の在り方は、重要な課題であると認識しております。学校の役割としては、知識や学力の習得だけでなく、集団の中で人間関係を築き、社会性やコミュニケーション能力、自主性や体力を育むことであり、こうした教育効果を高めるためには、一定規模の教育環境を確保することが重要であると考えております。本市では、平成 20 年に「山口市立学校適正規模適正配置基本方針」を策定し、本方針では将来の児童生徒数の推移を見据えながら小学校が5学級以下の過小規模校、中学校が6学級以下の小規模校を適正化の

	検討の対象としている。その検討に当たっては、保護者や地域の住民の御意見をお聞きするなど、対話を重ね、合意形成を図りながら進めることとしております。 こうしたことを踏まえ、本市教育委員会としましては、地域や保護者の理解と協力を得ながら、子どもたちの学びと成長を第一に考え、将来にわたるよりよい教育環境の確保に努めていくという答弁をしたところです。 以上です。
藤本教育長	上田学校教育課長。
上田学校教育課長	同じく有田議員の「行政改革について」で「⑤部活動の地域移行」ということで御質問を受けました。内容としては、部活動が9月で地域移行が行われるのですが、その時に、未来予想になるのですが、教員はどんなメリットがあるというふうに考えているかということ、それと合わせていわゆる部活動の手当て、これについてはどうなるのかということについて質問をお受けしました。 答弁としては、1つ目のどんなメリットがあるのかということで、二つ大きくメリットがあるということをお答えしております。 1点目は生徒への支援の充実です。これまで部活動時間に充てていた時間を生活面や学習面で支援を必要とする生徒の教育相談や学習支援を行うということで、1人1人にきめ細かな指導ができるということ。余った時間でしっかり教材研究ができてより魅力ある授業づくりや学級づくりにつながるということでお答えしました。 2点目は教職員の負担軽減です。心身ともにですね。生徒や保護者への対応、クレーム等の対応、休日の大会運営、大会の引率であったり役員であったり、指導経験のない部活動を担当する精神的な負担が軽減されるということです。 2つ目の部活動、指導業務にかかる教員特殊業務手当。これは県の所管になりますので、本市としてはお答えできないということで、回答させていただいております。 以上です。
藤本教育長	赤野地域クラブ活動推進室長。
赤野地域クラブ活動推進室長	鳥養議員から「部活動の地域クラブ活動への移行について」という御質問を受けました。 質問のポイントです。推進室の組織改編の趣旨、組織改編後のこれまでの取組状況、指導者の確保、及び入会申込状況の現状と認識。会費負担に対する生活困窮世帯への支援。また今後どのような点に重点を置いて取組

を進めていくのか、その展望について何うという質問を受けたところです。

答弁です。組織改編はこれまで市長部局で進めてきた検討段階から具体的な運用段階へ移行するに当たり、部活動が担ってきた教育的意義を継承するとともに、学校との連携も必要なため、本年4月から教育委員会事務局へ移管し、地域クラブ活動推進室へ改称したというところをまず御説明させていただきます。

また地域移行に当たっては、単に活動の場を移すのではなく、部活動の教育的意義を地域クラブ活動の中で、継承、発展させることを重視しているという点と、この地域クラブにつきましては、勝利至上主義に過度に偏ることなく、多様な生徒が自主的に参加できる場を提供するとともに、生涯にわたり、スポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を育む場として位置付けていると。最後に3年生は最後の大会をもってこれまでは引退をしておりましたが、希望に応じては継続ができると。この点につきましては、新たな地域クラブの方向性、また新しい取組について御説明もさせていただいたところです。

次に組織改編後の取組状況についてです。

最大の課題である指導者確保につきましては、重点的にこれを組織改編後、取り組んだところです。先ほどの答弁にもありましたが、6月5日現在で90の競技・種目に指導者を配置することができたところです。

また地域クラブ入会申込者数は5月31日現在で1,669人。

参加率は54.7%となっております、先行的に取組を進めております長門市、防府市とほぼ同水準の参加率となっているところを御説明しております。

またこの参加率につきましては、部活動の実際の加入率と比べて、減少傾向にあるものの、これは先ほどの瀧川議員にも答弁したものと同様に、民間クラブ等の広がりや、参加の任意度が高まったことも影響したというような形で、その理由について説明させていただいております。

他方で、放課後の過ごし方に選択肢を持っていない生徒も一定程度想定されるというなかで、その子たちを対象とした地域交流センターにおける様々な居場所づくり、また学校においても学習支援、ボランティア活動の充実を図るというようなことにつきまして、説明をさせていただいております。

加えて地域クラブが軌道に乗った段階では、生徒の人数や関心などを踏まえて新たな部も創設していきたいというところを述べさせていただいております。

次に会費負担に対する生活困窮世帯の支援についてです。生活保護世帯及び就学援助世帯を対象に会費の一部を減免する予定でして、これにつきましては、7月中旬から申請受付を開始するところを紹介させていただいております。

また今後の展望の部分にはなります。今後は参加する生徒が安心安全に

	活動できる環境づくりを最重点課題として取り組むこととしており、指導スタッフの資質向上を図るとともに、持続可能な運営体制の構築に向け、引き続き指導者の確保にも努めていくという決意表明をさせていただいています。 最後に教育委員会として9月の円滑な地域移行に向けて、準備を着実に進めるとともに、地域移行を新たなスタートととらえ、課題の改善を重ねながら、子どもファーストの視点で、安心安全な地域クラブ活動の実現に取り組んでいくというところで、これにつきましては、教育長から先を向けての決意ということで、答弁させていただいております。 以上です。
藤本教育長	上田学校教育課長。
上田学校教育課長	続きまして、関谷議員の「いじめ不登校対策について」ということで、①から③まで質問がありました。 ①がまず山口市における不登校の定義と不登校対策における方向性、②として、山口市における生活アンケートやFitにおける認知と対応、③として山口市におけるいじめ対応といじめ等に関する相談窓口の情報提供ということで、3つほど質問をいただきました。 質問のポイントとしましては、①につきましては、本市における不登校という定義をどう捉えているのか、また本市の不登校対策の方向性を伺うということ。 ②として、Fit、それと各学校で生活アンケートを行っているのですが、それをどのくらいの頻度でどのように活用しているか、その問題を把握した場合、どのように対応するかということです。 ③は、いじめが起こった時に、その対応において保護者の方で不安を感じている方もいるというふうにお聞きしているということで、本市におけるいじめ対応について伺うということと、合わせてそういった保護者が相談窓口として、いろいろあるのですが、どのようにそれを周知しているかということの御質問をいただきました。 答弁です。①につきましては、不登校の定義は、これは文部科学省の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の定義と同様であるというふうにお答えしております。 本市では不登校児童生徒の将来的な社会的自立を、重要視しており、学校を多くの人との関わりの中で、様々な社会経験ができるということで、学校復帰を目指した支援も必要であるというふうにお答えをしております。 本市の不登校児童生徒の現状についてもお伝えをしております。 今、全国的に小学校も中学校も不登校が爆発的に増えている中で、本市におきましては、令和6年度になりますが、中学校で大幅に減少しております。

す。令和7年度につきましては、本市の独自調査なのですが、横ばい状態です。減ったままの状態をキープしているということです。

小学校についてはかなり久々に右肩下がり、減少傾向に転じております。これは全国的にもあまりないような傾向、かなり効果が出ているということです。これは1つには県が作っている1、2、3運動というのがあります。

欠席1日目の電話連絡、2日目の家庭訪問、3日目の学校と教育委員会による組織的対応をということで、これを確実に実施しているということと、これまでも答弁の中で何回もありましたが、県のステップアップルーム事業、それと本市独自のフーチャールーム事業によって、個に応じた支援の充実を図っているということ、それと山口市教育支援センターや山口市立白石中学校分教室、それとフリースクール等ともかなり連携をこの2年間強化しております。そういったことを紹介させていただきました。

併せて、家に引きこもっている子も含めて、学習支援ということで1人1台端末を使ったオンライン授業とかですね、アウトリーチ型の不登校支援といったこともしているということもお伝えをさせていただいております。

今後についても児童生徒 1 人ひとりの状況に応じて不登校の未然防止に、ここに一番力を入れながら、かつ学校復帰及び社会的な自立に向けた支援の実施に努めていくというふうに回答をさせていただいております。

2番目です。山口市における生活アンケート及び Fit の活用と対応ということで、まず生活アンケートです。これはいじめの未然防止と早期発見を目的として、市内すべての小中学校で、毎週1回、確実に実施しております。

「学校生活でいやな思いをしていないか」などの質問に対して、児童生徒が回答し、それを学校で共有して、組織的な対応へと結び付けております。

またそのいじめがある場合の事案については、教育委員会のほうに挙げていただき、こちらのほうから指導助言等を行い、場合によっては、支援にも行っております。

Fit です。これにつきましては、児童生徒の学校生活の適応状況を把握することを目的として、多くの小中学校で年1回以上実施しております。学習、人間関係、学校生活に関する調査結果を基に、1人ひとりの状況を多角的に把握することにつながっております。その結果をもとに、教育相談や個別支援につなげて、更には学級全体の傾向を分析して学級づくりにも生かしています。

さらにその分析を教育相談関係職員の部会や生徒指導部会等で分析をして、職員全員で共有して、その中でいろいろな場面で子ども 1 人ひとりの支援にも生かしているということをやっている他、この結果はスクールカウンセラーにも共有しております。

スクールカウンセラーの授業等でこれを活用した授業等を行っていただいたりもしています。

本市教育委員会としては、アンケートをただ単にやるのではなくて、しっ

かりアンケートを実施したうえで分析を行って、具体的な取組に確実につなげていくというふうなPDCAマネジメントのサイクルをしっかりとやっているということで、お答えをしております。

③です。次に本市のいじめの対応について、いじめが発生した場合だけではなく、いじめに発展する疑惑があるものについては、各小中学校で「いじめ速報カード」という形で、24時間以内に提出をするという、これは本市独自のものですが、そういった仕組みにしております。提出されたいじめ速報カードにつきましては、本市教育委員会で、何人かの指導主事等が集まって検証します。どこが足りていないか、どこがどうなのか、本当に聞き取りは大丈夫か、そういう具体的な検証を行います。その後、各学校に返しております。

実際にいじめがあったという場合には、山口県教委が作成した「いじめ事案対応フローチャート」、これに基づいて、組織的対応や被害児童生徒の支援、再発防止策について学校と情報共有・確認を行っております。

さらには必要に応じて警察とか場合によっては法務相談をかけたり、そういった専門機関へと連携につなげております。

ちなみにいじめ事案対応フローチャート、これは県教委のほうに上がってきていましたいじめ、年間約160件、上がってくるのですが、県教委に上がってきたということは、大体失敗事例なのですが、それを全部分析されています。どこで引っかかったとか、どういうところが足りなかったということ、これを全部分析して、数もカウントして、その対策委員会、いじめが起こった時の対策委員会、確실히行われていないとか、聞き取りが甘いと、そういったことを分析した結果をまとめたフローチャートです。それを基に指示を出しております。

二つ目の保護者への案内なのですが、本市の地図情報サービス「オープンマップやまぐち」ですね、いじめ等に関する相談窓口を掲載しております。これを紹介させていただきました。これは令和8年の3月に実施しております。

また学習支援子育て相談に関するウェブサイトを紹介するQRコードを添付した「子どもの居場所づくりマップ」、これも3月に作成して配布し、情報提供をしております。全家庭には配布しておりません。各学校に配布して、QRコードを読んでもらうということにしております。

さらには、毎年、これは県から来るのですが、6月と10月に市内すべての小中学校へ「子どものSOS相談カード」、これを配布しております。6月と10月が一番自死の多い月になります。ここに合わせて配布しております。

さらに「ヤングテレフォン・やまぐち」、「ふれあい総合テレホン」などの窓口についても1人1台端末を活用して、周知を図っているということで、答弁をさせていただいております。

以上です。

	それに対しまして、再質問を受けております。地域クラブにおける活動の連絡について学校タブレット等に、部活アプリを入れることが、現状難しいということであった。部活動黒板を使って生徒たちに連絡をするということだが、学校の先生が連絡を黒板に記載するというイメージでいいのか、という質問を受けたところです。 この点につきましては、部活動黒板の運用につきましては、今後調整をしていくという形で御答弁をするような形をとっています。 以上です。
藤本教育長	藤井教育部長。
	藤井教育部長 それでは教育民生委員会の概況報告についてです。資料 B の82ページから85ページになります。この度は2点ほど報告いたしております。 まず1点目は山口市地域クラブ活動についてです。地域クラブ活動については、本年9月からの開始を目指し、昨年4月から入会申込を開始したところです。今の申込者数、それから参加率についてはそこにある通りでして、今後も随時申込みを受け付けることとしております。 またクラブ設置数につきましては、105の競技・種目等を予定しておりましたが、最終的には95の競技種目等を設置することとしたところです。これは県中学校体育連盟の規定により合同チームが認められていないこと、それから最低参加人数に満たない文化部等を設置しないこととしたものによるもので、設置に至らなかった10の競技種目等の生徒には近隣校への参加を促すなど、個別に案内を行ったところです。 次に指導スタッフについては、令和7年8月から募集を開始し、令和8年5月31日現在で400名の応募をいただきました。 一方で、設置する競技・種目の内、5つで指導者が確保できない状況でして、ソフトテニスの4つにつきましては男女合同で活動、そして1つの阿知須地域クラブのサッカーについては近隣校での参加を御案内するということでした。 なお、指導スタッフにつきましては、会計年度任用職員として、7月から任用して研修、部活動顧問からの引継ぎを実施し、円滑な活動開始に向けて、準備を進めています、ということです。 それから教育委員会としましては、生徒が安心・安全に参加できる環境づくりを最優先に、円滑な移行と持続可能な運営体制の構築に向けてしっかりと取組めますということでした。 2点目は、阿東地域の学校統合についてです。こちらのほうは、まず阿東中学校と阿東東中学校の統合につきましては、令和7年7月に小学校保護者3名から小学校保護者68名の連名ともに、要望書が提出されました。これを受けまして、教育委員会は阿東全小中学校の学校運営協議会で御意

	見をお伺いし、検討を重ねました。その結果、子どもたちのよりよい教育環境の確保を最優先に考え、一定規模の集団での学びができる環境を整えることが必要であることから統合について検討を進めることが適当と判断しました。 次に生雲小学校とさくら小学校の統合につきましては、令和7年11月に生雲小学校愛育会から令和9年度からの統合要望が教育委員会に出されました。これを受けまして、生雲小学校愛育会及び生雲地区自治会連合会と協議をし、同自治会連合会において令和8年1月に臨時総会が開催されまして、統合がやむなしとの総意が得られましたことから、教育委員会としても、集約することが適当と判断しました。 今年度に入り、学校運営協議会や地域、保護者に、経緯、現状、考え方について説明し、通学手段など様々な御意見をお伺いいたしました。 今後は保護者や地域としっかりと対話を重ねながら、検討を進めてまいりたいと考えております。 教育委員会としましては、地域や保護者の皆様の御理解、御協力を賜りながら、子どもたちを第一に考え、学校統合を見据えたうえで、将来におけるよりよい教育環境の確保を図ってまいります。ということで、以上が報告第2号についての説明でした。 以上です。
藤本教育長	長い説明になりましたが、報告第2号について御意見御質問等はありませんでしょうか。 はい、須藤委員さん。
須藤委員	今の答弁について、3つございます。まず1ページ目の欠席者と不登校の生徒の人数が今年度4月の時点で減ったという件ですけれども、継続していた子どもさんの中でも、例えば学年とか、長期欠席の子だったと思うのですが、どういった理由でとか、どういった子たちが比較的不登校状態ではなくなったというところ、もしこのデータの内訳などがあればお伺いしたいのですが。いかがでしょうか。
藤本教育長	上田学校教育課長。
上田学校教育課長	まだ分析はできておりませんが、やはり2日間、休みが増えたことによって、その2日間の中でしっかりと、特に中一ギャップ、これは全国的に言われておりますが、小学校からの中学校の引継ぎというのは、大体3月に小学校を卒業した次の日に、小学校の先生が中学校に行って、小学校6年生の担任と中学校3年生の担任が情報共有をいたします。 多くと言ったら少し大げさかもしれませんが、結構その教員は節目という

	ことで転勤をするのです。そこで引き継ぐのですが形上の引継ぎになってしまい、内容的なものについて、要配慮の子の情報は入ってくるのですが、休みがちの子とか、ちょっと心が弱い子のことという情報の情報はなかなかないのです。それをこの2日間を利用して子どもの情報共有をしっかりと小学校から中学校だけでなく、学校の中でもする時間にしてほしいということは校長会で何度も呼びかけて、そこが1つ、子どもたちへの入ってからの声かけ、これが1つ出来たかなということがつながっているということが分析になります。 100人減ったというのは、かなり驚いた数字でしたので。ただ、不登校児童生徒数のころ、60人不登校が減ったかという、そうではなくて、長期欠席、5日間以上休んだ子の中で、不登校だと思われるというのを、学校の先生が○をするのです。なので、3月31日で一回不登校というのはクリアになります。年間で30日というカウントになりますので、要は4月1日の時点で不登校者数、不登校児童生徒数はゼロになるのです。去年不登校でしたよという子がいるのですが4月1日時点では不登校という定義が、年内に30日というふうな文科省の縛りがありますので、これはあくまでも学校の先生方が、この子は去年も休んで不登校だったから、この5日間というのは不登校だねとか、丸々全部休んでいるから、これは30日に近づいているから1か月であっても、10数日休むようになりますから、不登校だねということで、○をした数ですので、一概に言えないですが、着実に子どもたちが安心安全に学校に来られるような、環境づくりにはこの2日間が影響したなというふうに思います。来年度もありますので、分析をしていきたいなと思います。 ちなみに、近隣の他市も確認したところ、状況確認のみですが、同様に延長したところは減っているようです。
須藤委員	ありがとうございます。おそらく今後分析をされると思うのですが、それなりの人数で、それなりの場所で同時におきているとすれば、その要因の傾向は大きそうで、ではなにが重要かということまで出てくると、とっても重要なことになりますので、もしよろしければ、分析していただけると、あるいはそのメンバーがどの程度維持するかも含めてですが、是非出していただけたらいいかなと思います。
上田学校教育課長	はい、ちなみに5月もこの数がどうなったか追跡をしています。 さらに欠席者が減少しています。大体ゴールデンウィーク明けというのが、欠席が増えるのですが、この5月の数が出ています。5月の長欠、5日以上休んだのを、新たにとっているのですが100人を超える数が、減っています。 これもゴールデンウィーク明け、大体小学校からの、中学校の具体的な新

	メンバーになっての引継ぎというのは、大体6月のこの時期くらいに情報共有するのです。 ちょっと実際に不登校気味になって小学校に連絡したら、実は小学校でもちょっと休み気味でしたと、ここの御家庭はこんな感じでということは、情報を得るのですが、それが4月頭にもう情報を持っているので、そういうのが起きないかなという一応今のところの、分析まではありませんが、傾向としてみられるというのは感じております。
佐藤委員	先ほどおっしゃった近隣のところは、春休みが伸びているところも減っているかもしれませんが、もしかしたらそうではないところも減っているかもしれないので、両方のデータが必要ですね。 他の要因かもしれないです。
上田学校教育課長	これは多くの市町が実施しておりますので。本市は春休みを後ろ倒しにしたのですが、多くは前倒しをしているのです。前倒しの場合の傾向でいうと不登校の数の影響はあまりないようです。なぜかという、山口県の調査によると不登校はずっと小学校も中学校も増え続けていますので。 ですので、そこはあまりエビデンスとしてはないというふうな捉えでいます。実は私が教頭でいたときに、ある市で春休みが前倒しで行われたのですが、その時には4月の長欠とか、5月の数字にはあまり影響がなかった。これはエビデンスでどうなるかわからないのですが。
佐藤委員	ただ同じ今年という何か要因があるかもしれないです。
上田学校教育課長	はい。来年も見ないとエビデンスにはならないと思います。
佐藤委員	今年、他のやっていないところがどうなのかということも含めて分析がないと、なかなかそこに要因が持ってこれないのかなと思っています。
藤本教育長	またしっかりと分析をしていただきたいと思います。
角川委員	それについてもう1ついいですか。これは高校の話なのですが、高校でもやはり不登校は増えているのですが、やはり最初に力を入れて、補助教員というか生活指導のような、生徒1人ひとりに寄り添った教員を置くことによって、ものすごく不登校が減った学年があるのです。今もそれをやっているのですが、4月の最初の時点で、生徒1人ひとりに対してその状況を把握して寄り添うというのが、大きくその後につながるのかなと思うので、4月はとても心理的に大切なのかなというふうに思いました。

	藤本教育長	その他、よろしいですか。 はい、須藤委員。
	須藤委員	3ページの家庭教育講座の話なのですが、「子育てマナビィ」で「子どもとの関わり方」や、「自己肯定感を育む言葉かけの方法」など、実践に生かせるテーマとして、そういったことを挙げていると記載されているのですが、とっても重要なことだと思うのですが、例えば幼児さんとか乳幼児さんにとっても実はとっても重要だと私は思っているのですが、例えば、中身の連携みたいなことは課を跨いでやられていると思ってよいでしょうか。
	藤本教育長	原田社会教育課長。
	原田社会教育課長	こちらの「子育てマナビィ」は社会教育のほうでやっているのですが、実際には乳幼児とか、保護者なら誰が来てもよいという形になっておりますので、こういうことがありますよということを子育て保健課など関係するところに話をしていますし、向こうで行われる講座などもうちのほうから行ったり、そういう連携はしております。 内容については、乳幼児とかそういうところもすべて含んだような形で、子育てに悩んでいらっしゃる保護者なら誰でも来られるというような形にはしております。
	藤本教育長	他にはございますか。はい、須藤委員さん。
	須藤委員	ありがとうございます。たぶんやっておられると思うのですが、親御さんにとって目の前の乳児さんでも幼児さんでも小学生になってもそこは一緒というところのイメージが伝わるのがとても重要になってくるかなと思いますので、また是非にと思います。 次に、5ページ目の補助教員についてなのですが、全員が特別支援の子など特別なニーズがある子を見るわけではないと思うのですが、教員免許を有する100名の方々のもしよろしければおおよそでいいので、免許種の種類とそういった研修等があればそういった研修がどんなことをされているのかというのがわかれば教えてください。
	藤本教育長	上田学校教育課長。
	上田学校教育課長	小学校が多いのかなというのがイメージです。中学校のほうは、数を実際に把握はしていないのですが、補助教員の名簿をざっと見たところで、小学校が感覚的に少し多いのかなというようなことがあります。 教員免許、元教員の方もいらっしゃいますので、その方は自分がそれまで教員生活の中でやってきたことを生かしながらされる方であるとか、親の

	介護の関係などで、臨時的採用とか非常勤で働くことがなかなか難しいという方が週3日などの働き方が選べる補助教員のほうに回って、そういった方も入っていますので、スキルのには持っています。 研修等は、具体的に全員を集めて何とかということはしていませんが、学校のほうからは校長先生とかそういったところの中で、限られた時間の中でしっかり共有しながらやっているということです。
須藤委員	ありがとうございます。全員が全員そうではないのだと思うのですが、やはり子どもとのかかわりあいの中、例えば特別なニーズのある子どもとのかかわりあいの中で、すごく苦心をされている補助教員の先生も見ますので、そういう意味でもサポート体制は重要だと思います。この100名は貴重な戦力だし、そういう意味では独自の予算を割いてすごく大事にしているところなのかなと思いますので、無理のない範囲でとは思いますが、よろしくお願いします。私からは以上です。
藤本教育長	その他委員さん方、いかがでしょうか。 よろしいですか。ありがとうございました。 無いようでしたら続きまして、協議第1号の「学校における保護者対応ガイドラインについて」、事務局からお願いします。 上田学校教育課長
上田学校教育課長	資料のDを見ていただけたらと思います。 これは学校における保護者等対応ガイドラインということで、令和8年3月に山口県教委のほうが、今社会問題になっているいわゆるカスタマーハラスメントの具体的な対応、これは東京都が条例で定められて始められたと思うのですが、それを分析されて、有識者も入れながら、アンケートも県立学校の教職員にとりながら策定されたものです。 現状を申しますと、本市は、独自のガイドラインはございません。合わせて市教育委員会でも独自のこういったガイドラインというのは、設けておりません。 一般通念上の対応で行っているのですが、そうした中でもやはり学校に対して同じ要求を繰り返す、長時間にわたる電話での拘束、時には声を荒げて要求してくるというようなケースが散見されます。 そこで、この場で御意見をいただきながらですけど、山口市の学校現場においても、この県のガイドライン、実は市町の学校に向けても作られているものです。これを改めて、この度、市内の学校に、配布いたしまして、このガイドラインを基に、対応していくということができれば、1つは子どもたちのよりよい教育の環境づくり、子どもたちに本来かける時間が不当な要求に対して時間を割いてしまうということもあります。併せて本市教育委員会は

市の方と県から派遣された教職員が混在しておりますので、うちの学校教育課としては、すべてが教員ではありませんが、これに準じた形で指導主事、県から派遣されている教職員につきましてはこういった対応でということで、県は市の教育委員会に向けても、これを活用してくださいということで、これをもって対応していきたいということです。なお、これは法的な拘束はありません、条例でもありませんので、これを基にやっていくということで、内容を見ていただけたらと思います。17ページあたりから、具体的な方法の記載がございます。

例えば、19ページの一番上、「発言内容を録音する」ということで、こういったことを宣言して録音しますということであったり、「警告する」といったことであったり、「対応を中止する」ということであったり、そういったことも具体的にこのガイドラインに出ておりますので、これを基に対応できればと思います。

併せて1番最後のページです。別添関連資料の④ページになります。「学校問題の解決に向けた相談体制について」ということで、これは県学校安全・体育課の中に今回設けられたのですが、「いじめ対策マイスター」、これは警察OBが2名、それと弁護士「スクールロイヤー」ですね、これについては週に2、3回程度、これは県学校安全・体育課のほうに常駐します。

これは上にも書いてあるように、市の教育委員会、及び県の県立学校の管理職のほうから相談ができます。

今回のガイドラインの中にスクールロイヤーにという文言がところどころ入っていると思いますが、これをうまく活用しながら不当な要求に対しては、学校として教職員をしっかりと守り、そして何よりも子どもたちを守るために、毅然とした態度で対応していければと考えております。

カスタマーハラスメントを受けている教職員の数はかなり多いです。それによって、心身の不調をきたして病休になられる先生方も、今社会問題になっていますので、しっかり守ってあげられるマニュアル本になればいいなというふうに思っております。

本日お配りしてすぐに御意見をということも難しいと思いますので、学校には、7月の第2週くらいに配布しようと思いますので、それまでに何か気づき等ございましたら御意見をいただけたらと思います。

なお、2日前くらいに下関市教育委員会では教育長さんが市議会の答弁の中でこれを各学校に配布して、これを基にして下関市の教育委員会、もしくは学校はしっかり保護者に対応していくということをおっしゃられております。

他方、これは昨年になるのですが、岩国市教育委員会では独自で同じようなガイドラインを作られておられます。

いろいろなやり方があるとは思いますが、当面はこの「学校における保護者等対応ガイドライン」、これを基にして学校現場等を含めて対応してい

	たいなというふうに考えております。以上です。
藤本教育長	要は、県教委のこれを準拠して山口市は対応するという形でいいですね。
上田学校教育課長	これについては、8ページを開けていただき、(3)のところを御覧いただけたらと思います。 「市町教育委員会や学校現場の教職員、保護者や地域の皆さんにおかれましては、本ガイドラインの趣旨を御理解いただき」ということが、記載されておりますので、しっかり市でも活用していただきたいという目的で作られておりまして、4月当初の課長会議の中でも県がこれを示されて、是非これを活用して、市町教委に置かれまして、このガイドラインをしっかりと周知して、対応してくださいということを言われておりました。
藤本教育長	はい、山本委員さん。
山本委員	意見ですけど、これが10年前にあったらよかったなど。 あの頃、結局こういったものが無いからどうしていたかという、いろいろな本、カスタマーや、セクハラなどを買い漁るしかなかったのです。それらを読んで、その中に保護者対応というのがありました。そんなことをしていたので、こういったものがあれば、先生方は大変助かると思います。 もう一つ言うなら、この中で、山口市として特に注意する、あるいは重点的に取り扱う所というのがあるはずなのです。それが他市と同じかと言ったらそうではないような気がしますので、山口市としてはここだけは校長に見といてくださいと、ここは絶対に見といてくださいという所だけは強調した方が良いような気がします。
藤本教育長	上田学校教育課長。
上田学校教育課長	これをメールで配布して、校長先生にこれでやってくださいというわけにはいかないと思いますので、山本委員のおっしゃられたことはとても大事なことです。改めて私どもの方で読み込んで、校長会で丁寧に少し時間をとらせていただいて、対応しようと思います。 一点、おそらく校長先生から聞かれるのは、録音のことだと思います。これは、録音機能が今、電話機に付いていないので、それをつけて欲しいというのが、教育総務課のほうに言われておりまして、今から電話回線が代わるタイミングで順次変えていきますよというところは答えているのですが、機材はどうするのかとか、お金の面も絡んできますので、ここは丁寧に校長会のほうで説明してやっていきたいなと思っております。

	山本委員	それとも一つ。今、市独自のという話もあったのですが、こういうものは、あまり県が作ったから市も作らないといけないという意識にかられる必要はないと思います。そういった類のものは県と市の関係でたくさんありますので。これはぜひ県のもを活用する方向で生かしていくのがいいのではないかなと思います。
	藤本教育長	上田学校教育課長。
	上田学校教育課長	はい、ありがとうございます。数年前にできた県の第3次山口県学校安全推進計画というものも、第二次までは県が作成したものを受けて、県内各市で作られていたのです。しかし、第三次計画については県を市に読み変えてどの市でも使えるような形で作り上げられています。 子どもたちを守るということが一番だと思いますので、そういった形でできればと思います。ありがとうございます。
	藤本教育長	はい。佐藤委員さん。
	佐藤委員	1ページのところの最後に、「保護者や地域の皆様方におかれては、本ガイドラインの趣旨を御理解いただき」ということは、公開されるということなののでしょうか。 その上で、タイトルが「～学校・家庭・地域のより良好なパートナーシップの構築に向けて～」となっているのに、ガイドラインの導入部分がこんなに被害を受けていますというか、すでに敵対しているような構成になっていて、本当だったら、次のところの、3番の「パートナーシップの構築に向けた方針」があったうえで、そういう方針は持っているのだけど、現実としてはこういうものがありますという、組み立てにしないと、こっちは全面的に被害者なのだというのが、何となくですが、保護者の立場としては受けてしまうのではないかなというふうに思いました。
	藤本教育長	上田学校教育課長。
	上田学校教育課長	こちらについては県のホームページで既に公開されているものになります。 県の教育委員会が作成していますので、担当の教職員課には、機会をみて伝えておきたいと思います。

	藤本教育長 それではまた意見があつたら。聞かせていただければと思います。 それでは、以上で、本日の付議案件については終了いたします。 次回の定例会はこちらの会議室201で、7月30日、木曜日の午後2時に します。よろしいでしょうか。 それでは、以上を持ちまして令和8年第8回教育委員会定例会を閉会し ます。ありがとうございました。
署 名	上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日 教育長 _____ 署名者 _____ 署名者 _____ 会議録調製 _____